

輪島市監査公表第 23 号

輪島市長より、平成22年10月25日付け発輪監査第135号及び平成23年1月11日付け発輪監査第241号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年10月17日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発輪都第275号
平成23年10月11日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

都市整備課

監査執行年月日

平成22年11月12日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 朝市駐車場の管理・運営業務委託について</p> <p>平成21年度の実績報告書と、そのうち1ヶ月分の領収チケット控えを突合してみたところ、収入額に過不足の生じている日が認められた。</p> <p>証拠書類の再点検を実施するとともに、明かな過不足金の精算を行い、今後の指導監督を徹底していただきたい。</p>	<p>平成21年度の実績報告書と領収チケット及び業務日誌等を再点検したところ、過不足金が生じていたため、精算いたしました。</p> <p>また、平成22年度についても同様に過不足金がみられたため、あわせて精算いたしました。</p> <p>平成23年度から月1回の実績報告の提出を毎日報告することとし、都市整備課において点検することで過不足金が生じないよう対処いたします。</p>	<p>措置済</p>